

令和8年度「動画で防ぐ！若者の消費者トラブル」啓発動画コンテスト
募集要項

1. 目的

県内の消費生活相談窓口に寄せられる29歳以下の若者からの相談件数は昨年度と比較して増加しており、若者が消費者トラブルの被害者となるケースが増えている。

また、近年、「トクリュウ（匿名・流動型犯罪グループ）」との関連が疑われるような、SNS型投資・ロマンス詐欺、訪問販売等に関する消費者トラブルが多発しており、若者が闇バイトへの応募等で犯罪に巻き込まれるケースも増えている。

高校生・大学生を中心とした若者を対象に、身近な消費者トラブルや闇バイト問題を自分事として考え、参画する機会として、また、動画による効果的な啓発を行うことを目的として、啓発動画を募集する。

2. 主催等

主催：滋賀県

協力：株式会社平和堂、生活協同組合コープしが、滋賀県警察本部、滋賀県教育委員会

3. 募集内容

消費者被害防止のための若者向け啓発動画

(1) 本コンテストは、以下の2つの部門で実施する。

【若者の消費者トラブル防止部門】

SNS広告がきっかけの通販トラブル等、若者に多い消費者トラブルをテーマとした作品

※ 作品内に「消費者ホットライン188」のワードを必ず入れること

(具体例)

- ・ SNS広告を通じた粗悪品・詐欺商品の購入被害
- ・ フリマアプリやチケット転売でのトラブル
- ・ 定期購入トラブル

【闇バイト・特殊詐欺防止部門】

闇バイトや特殊詐欺等のトラブルをテーマとした作品

※ 作品内に「消費者ホットライン188」「警察相談専用電話 #9110」の2つのワードを必ず入れること

(具体例)

- ・ 「高額報酬」をうたったバイトへの応募による犯罪への加担
(荷物を受け取って運ぶ「受け子」「運び屋」、電話をかける「かけ子」等)
- ・ 警察官を騙った人物から身分証等を提示するよう指示され個人情報を盗まれる。
- ・ SNSで「いいね」を押すだけで稼げるという副業に申し込み、準備金と称してお金を要求される。

※闇バイト・特殊詐欺についての詳細は下記ページ（滋賀県警 HP）を参照ください。

- ・闇バイトは犯罪です！（犯罪実行者募集に連絡しないで！）

(URL) <https://www.pref.shiga.lg.jp/police/seikatu/304401/304405/331283.html>

- ・特殊詐欺等の手口一覧

(URL) <https://www.pref.shiga.lg.jp/police/seikatu/seikatu/sagi/319528.html>

(2) 作品の仕様

【時間】15秒～60秒以内

【ファイル形式】MP4

【映像の種類】実写、アニメ、CG等とし、制限は設けない。

【アスペクト比】「16:9（横型）」もしくは「9:16（縦型）」

※応募作品はオリジナル作品とし、未発表のものに限る。

(3) 作品制作の注意点

- ・動画撮影の際は、周囲の人物や商品の映り込みに配慮すること。
※第三者等の映り込みがあった場合は、編集等で加工すること。
- ・動画編集時に用いた素材（音声、背景、字幕などすべて）や使用した動画編集アプリ（ソフト）名は、著作権確認のために応募時に記載する必要があるため、必ず記録をしておくこと。
- ・応募作品は商用利用を目的としないが、動画編集に使用する素材は、著作権フリー素材を用いることを推奨する。

4. 募集期間

令和8年6月8日（月）～10月5日（月）

5. 応募資格

29歳以下（令和8年度末時点）の方で、滋賀県内に在住または通勤・通学している方（個人のほか、グループでの応募も可）

※グループの場合は、代表者が応募資格を満たしていること。

※応募者が未成年の場合、また、動画出演者に未成年者が含まれる場合は、保護者の同意を得ること。（応募された時点で保護者の同意を得ているものとみなす。）

6. 参加費

無料 ※ただし、応募および制作に要する費用は応募者の負担とする。

7. 応募方法

しがネット受付サービスによる

※応募フォームに必要事項を記載し、滋賀県大容量ファイル転送システムにより動画データを提出（申請後、滋賀県消費生活センターから代表者あてに大容量ファイル転送シス

テムへのアクセス URL を送付する。)

8. 応募点数

制限しない。同一作品でなければ何点でも応募可能。

9. 作品の選考

滋賀県が設置する選考委員会において選考を行い、以下のとおり入賞作品の選出を行う。

知事賞 各部門1作品：賞状・副賞：図書カード1万円分

優秀賞 各部門3作品以内：賞状・副賞：図書カード5千円分

佳作 各部門4作品以内：賞状・副賞：図書カード3千円分

※作品の選考に関するお問い合わせには応じられません。

10. 結果発表（および表彰）

入賞結果を12月上旬に滋賀県HP等で発表し、各入賞者へ通知する。

12月下旬（予定）に表彰式を実施する。

※ 入賞作品については、応募者の氏名（またはニックネーム）・団体名を公表する

11. 応募作品の活用について

知事賞作品については SNS 広告に使用する。

応募作品（選考対象外の作品は除く）については滋賀県消費生活センター公式 SNS、公共施設等のサイネージ、滋賀県消費生活センターが実施する出前講座等でも使用する。

12. 選考対象外となる事項

次の内容に該当または該当するおそれがあると滋賀県が判断した作品は、応募者に通知することなく選考対象から除外する。

ア. 法律等に違反するまたは違反するおそれのあるもの

イ. 個人、企業、団体などを中傷し、プライバシーを侵害するもの

ウ. 第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的所有権を侵害するもの

エ. AI ツールにより創作の主要な部分を自動生成したと認められるもの。ただし、字幕生成、音声編集等の補助的な利用は除く。

オ. 企業者商品などの宣伝、政治目的・宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝または勧誘を意図するもの

カ. 暴言、卑猥な表現等、公序良俗に反するもの

キ. 他の個人、企業、団体等になりすましたもの

ク. 応募内容に不実記載があったもの

ケ. その他、滋賀県が不適切と判断したもの

13. 著作権その他の権利について

・応募作品の著作権は、応募者に帰属する。ただし、滋賀県および滋賀県が許可した団

体は、応募者の許諾を得ることなく、無償で作品をホームページ、YouTube 等の SNS による配信・広告、その他の広報やイベント、PR 等に利用できるものとする。無償での二次利用に承諾できる者のみ、応募すること。

- ・ 応募者は応募動画について著作権人格権を滋賀県に対して行使しないものとする。
- ・ 応募作品の利用にあたり、作品を一部編集（字幕・ナレーション追加、静止画、切り出し等）することがある。

14. 注意事項

- ・ 作品内で確認できる対象物によって肖像権や著作権等の第三者への権利侵害があった場合、滋賀県は一切責任を負わない。応募者自身の責任で本コンテストへの応募をすること。（第三者に対する権利侵害の例：画像や曲など応募作品への使用について著作権の利用許諾を得ていない。応募作品の出演者以外の通行人等の映り込みについて、通行人等本人の許可を得ていない。等）
- ・ 応募作品に使用する映像や音楽について著作権処理を行った場合、許諾を得た著作物等とその著作者等の出典元を、応募時にしがネット受付サービスにて記載すること。

15. その他

- ・ 取得した個人情報は、本コンテストの実施・運営にのみ利用する。
- ・ 本コンテストに応募した時点で、本要項のすべての内容に承諾したものとする。

16. 問合せ先

〒522-0071 滋賀県彦根市元町4-1

滋賀県消費生活センター

Tel : 0749-27-2234

Mail : cd30@pref.shiga.lg.jp